平成２１年（フ）第９２４７号
大阪市西淀川区野里１丁目14番12号　エクセルマンションノザト501号室
債務者　中路　博美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８５３号
大阪市淀川区新北野３丁目12番15―204号
債務者　大富知佐子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３８８号
大阪府東大阪市岩田町６丁目10番11号
債務者　藤田　妙子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５号
大阪府枚方市香里ヶ丘２丁目４番地の１２―802
債務者　田中　美子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０５号
大阪市旭区中宮５丁目７番７号　小西久義方
債務者　中西　功昇
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２６号
大阪府茨木市小川町６番14号
債務者　河原　啓志
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４４号
大阪府茨木市新郡山１丁目35番１号、事業所所在地大阪府池田市神田３丁目12―30　株式会社メドラー内
債務者　古川　　浩
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５８号
大阪府門真市幸福町28番20号
債務者　キッチンぼーのこと　**禱**　　夏美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７４号
大阪市西成区南津守７丁目９番29号
債務者　小椋　俊春
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８４号
大阪府吹田市竹見台４丁目１番Ｂ７―309号
債務者　谷口　貴子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４７号
大阪府八尾市長池町２丁目100番地の21
債務者　藤本　竜一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９００号
大阪市東淀川区小松５丁目６番７―402号
債務者　松下　秀好
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２４号
大阪府守口市南寺方東通４丁目26番13号
債務者　井本　圭子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４６号
大阪市東淀川区上新庄２丁目２番２号
債務者　牛島　ヤス
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０６３号
大阪市西成区千本北２丁目24番13号
債務者　池田　勝子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７０号
大阪市住之江区南港中５丁目１番11―1003号
債務者　長野　啓子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０８号
大阪市中央区高津３丁目３番10―706号
債務者　宮木　正俊
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２１５号
大阪市西区江之子島１丁目１番９―1415号
債務者　奥野　純一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部